

函館市役所労働組合連合会との交渉の概要

○交渉日時 平成24年12月11日（火）18：10～18：45

○交渉場所 市役所8階第1会議室

○出席者 当局側 中林副市長，企業局長，他 計16名

組合側 長谷川中央執行委員長，他 計9名

交渉項目	給与制度の見直しについて（第4回目）
交渉要旨	<p>（当局） 退職手当の見直しについて，期限も迫っている。提案項目についての現時点での見解を聞きたい。</p> <p>（組合） この間，幾度も協議を重ねているが，退職手当見直しの提案内容に関しては，実施時期が1月1日という点で，双方に隔たりがあると感じている。私達とすれば，率については考え方なり，手法として提案内容を受けざるを得ないだろうと思っている。ただし，実施時期や期間については，年度間の格差という問題や，周知期間の問題を含めて今の段階では退職手当の見直しについて，合意はできないと思っている。改めて見解があれば聞きたい。</p> <p>（当局） これまでもいろいろ協議させていただいているように，当初の交渉の時からだ，私達とすれば基本的には国の制度だということと，他都市と違って，退職手当の独自削減，初年度1割，次年度2割ということを提案してきた中での，再提案なので，国のとおり実施させていただきたい。</p> <p>（組合） 国のとおりに実施したいとのことだが，例えば国については，8月6日に合意しており，法案として11月2日に閣議決定されるまでの間は，周知期間だと思っている。そうしたときに，今の市の状況でいけば周知期間が全くない。そういう意味では周知期間や道内の状況を考えた中で，1月の実施時期についてはもう一回考え直してもらわないと，私達としては合意とはならないと思う。</p>

(当局)

他都市の状況は別として、当市については1割、2割の削減提案を先にさせていただいていたという状況がある。確かに独自削減との制度の違いというものもあるが、国が官民比較をして、このような制度にしたということである。次年度2割という当初提案の考えからすれば、再提案では16%くらいになることから妥当と判断した。そして、それが制度となっているわけだから、国と同じように実施させていただきたい。周知期間については、国は一定の期間があったので、こちらとしてもできるだけ早く合意させていただきたいと思い、提案している。周知期間の長短など、いろいろな考え方があると思うが、国の実施に合わせてやっていきたいというのが、私達の考え方である。

(組合)

提案側からすれば、そのような理屈は通ると思うが、昨年出された退職手当20%、提案年度は10%という提案については、当時いろんなことを含めて継続協議ということになったと思う。その中の要因の1つとして、人事院での民間調査をしているということがあった。そして、その状況をみながら、考えていきたいという話だったと思う。その2割という提案で私達はわかりましたという話をしているわけでもないし、6月に改めて継続協議の内容等、提案があったものについては、調査が出たけれどもまだ国がどのような方向性をとるのかということもわからないし、そこを協議していきたいという受け止めもできる。

今、2割で提案したことを引っ張り出されても、そもそも違うという話になってしまう。周知期間の問題について、私達は一定の期間が必要だろうと思っている。11月に提案されて、それが1月から実施ということになると、全く周知期間がないということになるので、繰り返しになるが、今の段階では合意はできないが、期限がせまってきているという状況になっている。

(当局)

あくまでも国の制度をみながら、私どもとしては、いったん取り下げ、再度提案させていただいた。(組合側がとらえている)周知期間については、具体的な法案にするのに時間がかかったということだと思う。これまでも国に準じて退職手当を改定してきているので、国と同じ考え方でやらせていただきたいと思っており、周知期間の問題はあるかもしれないが、できるだけ早く合意させていただければと思っている。

(組合)

国と同じやり方という考え方でいけば、お互いの思いの部分もあると思う。結果的に国と同じにするということで、期間についても年度内で実施すれば、(年度内で)不整合を起こすということも、一方ではあると思う。これは国の制度がそうだからと、割り切るしかないという考え方に立つのか。

(当局)

国が1月1日実施にした明確な理由について、実態として理解していない部分もある。国は函館市と違って、復興財源にすることや、市と同様に財源不足に対処するために、財政再建を早急に行いたいということがあったと思う。私どもの給与も含めて、この財源不足、厳しい財政状況の中で、できるだけ早く効果が現れるようにしていきたいという気持ちはある。

(組合)

確かに財源の問題はあると思う。しかし、1番大きいのは、早めに格差をなくするというのではないか。退職手当の額の差というものもあると思う。国と同じ状況かといえば、地方は違うと思う。そういったことを考慮すれば、周知期間や道内の状況の把握の問題、そして実施の明確な理由を国が示しているわけではない状況の中で、国と同じ立場を取るというのはおかしいということにはならないのか。今は1月の実施ということで、定例会のまさに最中だが、今後はどういう流れを考えているのか。

(当局)

合意が得られれば、現在議会開会中なので、追加提案ということもあるし、その他いろいろな方法があると思う。みなさんにご理解いただければ12月の条例提案も可能だと考えている。

(組合)

合意が前提ということになると思うが、臨時会も含めたスケジュールも考えられるということで理解した。退職金に関する提案が1月実施ということなので、先に話しておきたいが、合意を前提として交渉させていただいているということもあり、今の段階での労使合意についての考え方を聞かせてもらいたい。

(当局)

これまでもそうだが、合意に向けて精力的に協議させていただいている。さまざまな課題についても提示されれば、それらにお答えしながら、合意に向けて協議させていただきたい。

(組合)

合意が前提ではなく協議されたときに、一番苦勞するのは、職員だったり、組合員であったりと思う。年内の合意を目指すということは、思いとしては受け止められるが、労使合意に基づくといいのか。精力的に協議したいと言っているが、協議した結果、そこはスケジュールとのやりとりになるが、結果的に合意ができなかったものも出てくると思う。あえて私はそこで先延ばしをする考えはないので、期限がある中にはなるが、労使合意の考え方をもう少し掘り下げて、聞かせていただきたい。

(当局)

繰り返しになるが、誠意をもって、合意に向けて精力的に協議させていただく。

(組合)

実施時期について合意ができない場合にどうするかということを知っているわけで、現時点では、率についてだけ主張が折り合っており、実施時期の問題、周知期間の問題などについてはまだ主張が折り合っていないので、それが仮に今月の一定期間までに協議が整わなければ、どういう対応をするのか。

(当局)

時間があまりない中で協議していただくということになるが、あくまでも労使合意を前提にやっていく。まだ、(年内合意を目指す)時間があるので、その間に最大限努力をする。今はそこまでしかお答えできない。ただ、議会对応が物理的にできなくなってくるようなことになれば、その時点でお互い協議することになる。

(組合)

道内で1月から実施するのはどこもないと思う。道も今議会にかけるわけでもないし、160数自治体が退手組合に加入しているが、退手組合も見直しをする状況にない。おそらく4月実施になるのが濃厚であると言われているわけなので、私どもも、率については見直しせざるを得

ないと思うが、同一年度で扱いが変わるというのは、退職者にとってもいいことではないと思う。12月に辞めたら（退職金が）高く、1月に辞めたら低くなるというようにはすべきでないと思う。国は年度途中退職が多い。10月くらいに退職される方が一番多いとも聞いている。地方公務員は基本的には3月31日が退職である。その違いはあると思う。

（当局）

北海道は採用予備人員を抱えているということも途中退職の理由にあると思う。普通の地方自治体はどこも4月1日採用という違いはある。

（組合）

実施時期と、周知期間が問題になる。道内の状況も含めて検討いただきたい。私どもも協議はさせていただきたいと思っている。

（組合）

その他の給与に関しての3つの提案については、住居手当の廃止の問題、給与の独自削減の問題、さらに経過措置の廃止、実施時期は2月定例会となっているので、年を越すことになると思うが、お互いに協議はしてきているが、なかなか納得のいく回答がなく、協議が進展していないという状況だと思っている。条例改正は2月定例会、実施時期は来年4月1日ということで、そこに向けた具体的なスケジュールについて、聞かせていただきたい。

（当局）

お話いただいた3点についてだが、期限の問題だが、4月から実施ということでも、事務手続があるため、当初から1月中旬くらいまでということで提案させてもらっている。これまでの意見の食い違いについては、必要があればいくらかでも資料を出しながら、やりとりさせていただきたいと思うし、その中で精力的に合意に向けて協議させていただきたい。退職金も含めて総体として精力的に協議させていただきたいと思っている。

（組合）

私達もいたずらに時間を引き延ばすということは考えていない。今の財政状況の中で自分達はどんなことをしなければいけないのかという議論をしなければいけないと思っているが、努力しなければいけない理

由がわからなければ、前回の交渉でも言ったと思うが、なんとなくということでは協議できない。もっともっと積み上げていきたいと思っている。1月中旬ということを実績に受け止めて、結果がどうなるかはわからないが対応させていただきたい。交渉を開くということは、合意が前提ということだと考えている。当局にもそのような考えを持ってもらいたい。

参考までに聞かせていただきたいのだが、住居手当の道内の状況はどうなっているのか。

(当局)

住居手当は、各都市の中では見直しを進めている都市もあり、去年の段階で住居手当は道内主要8市の平均ということで8,000円から7,000円になった。25年度の住居手当で把握しているものでは、すでに廃止に向けて見直しを進めているところ、段階的に見直しを進めているところ、廃止になったところもある。暫定的に住居手当をカットしているところもある。それらを平均すると、現時点では5,700円程度である。

平均の取り方は、去年と同様、函館市を除いた道内8市の平均である。

(組合)

こちらで調べているが、平均が市の数字と合わない部分というのは、独自で期間を区切って減額をしているところだと思う。

(当局)

あくまで実際に支給されるであろう額の平均であり、条例の本則で変わっていないところも、附則で変えているところもあるし、逆に本則で廃止というところを附則で当面これでいくというやり方をしているところもあるので、それらを全体的に見ながら、実際に支給される額の平均を算出している。

(組合)

細かい数字については、本則で平均を出すという考え方もあると思うので、協議をさせてもらいたいと思う。財政状況も含めて、給与の問題等合わせ、退手についても考えてもらいたいということについて、先程当局から話があった。しかし、特に給与の場合であれば、経営側の今後の努力について、事業の見直しだけではなく、具体的に努力(の内容)を示してもらわないと、抽象的な数字だけを示されても、数字ありきになってしまう。具体的な内容については今後も協議させていただきたい

と考えている。また、給与の減額についても、単年度で財政状況をみながら、今がどうなっているか議論しながらやっていくことだと思っている。

(当局)

考え方の違いだったり、平行線な部分もある。いずれにしても期限が迫っている中で、資料も出しながら精力的に協議させていただきたいと思っている。

(組合)

今後のスケジュール、方向性などを含めて少し確認したい部分があったので、あえて聞かせていただいた。今後の協議に入っていける状況をつくらないと、いたずらに時間が過ぎていくだけだと思うので、今日の交渉については、質問させていただいた。

(当局)

当局としても、同じ考え方である。

また、(話は変わるが)先日、人事院勧告に基づく昇格制度について、人事院で規則の改正がなされた。国が規則改正したということで、市もそれに合わせてと思っているので、後日改めて協議させていただこうと思っている。

(組合)

規則で、法案改正が必要ないということで、変えてしまったということがあった。そういう情報は組合にも入って来た。詳細については入手しているのか。

(当局)

10日付けの規則改正の内容は入手している。

(組合)

改めて、また具体的な資料などもいただいて協議したい。おそらく、他の自治体も慌てていると思う。規則が改正されて、総務省あたりから「助言」という形で文書のようなものは来ているのか。また、これから来ることは想定されるか。

(当局)

現時点では来ていないし、人事院規則なので、そのような文書が来る

	<p>かどうかはわからない。</p> <p>(組合) 地方公務員との制度の違いというのが出てくると思う。そうなればなんらかのアクションがあってもいいと思うが。</p> <p>(当局) 現状をまずは、お伝えしたかった。</p> <p>(組合) そのことについても、今後しっかり協議させていただきたい。これまで申し上げてきたように、削減を当たり前にとられてもらっては困る。職員も厳しい中で協力しているということ、現時点でも家庭を持たれている若い方々はだいぶきつくなってきているというのが現実なので、財政が厳しい状況にあるのは理解しているつもりだが、職員の生活といった問題と財政の状況を合わせて考えた中で、しっかりお互いどこまで歩み寄れるか協議していきたい。</p> <p>(当局) 退職手当や給与の削減など、当然私達も合意を前提に協議しているつもりだ。ただ、時間がない中でなんとか年内に合意したいと思っている。今後、進捗状況によっては当然、我々の方も対応を考えていかざるを得ないと思っているので、その際はよろしくお願ひしたい。</p>
交渉結果	(交渉継続)
備考	

(総務部行政改革課 平成 24 年 12 月 12 日現在)